

就労に向けて頑張るひとり親家庭の皆さんを応援します！！

ひとり親家庭向け住宅支援資金貸付のご案内

高知県では、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方々に対し、住居の借り上げに必要な資金について、返還免除付の無利子貸付を実施します。

○貸付額 入居している住宅の家賃実費（月額上限7万円）
※家賃実費には、敷金、駐車場代は含みません

○貸付期間 12か月間

○貸付利子 無利子

貸付期間中に安定的な就労につながり、かつ、就労を1年間継続した場合は、貸付けを受けた住宅支援資金の返還免除を申請できます

※貸付申請時において無職の方 ⇒ 貸付期間中に就職し、1年間就業を継続した場合

※貸付申請時において就業中の方 ⇒ 貸付期間中に貸付申請時より高い所得が得られる
転職等を行い、1年間就業を継続した場合

貸付対象者

次のいずれにも該当するひとり親の方

①原則、高知県在住の児童扶養手当の支給を受けている方

②母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方

※母子・父子自立支援プログラムとは

原則として、高知県在住の児童扶養手当受給者（DV被害者で児童扶養手当を受給する予定の方を含む）に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせるプログラムです。

策定後は、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行います。

申請手順について

貸付けを希望される方は、母子・父子自立支援プログラム策定後、貸付けに必要な申請書類を高知県社会福祉協議会あてに郵送または窓口にご持参ください。

面談

まずは、「ひとり親家庭支援センター」で面談を受けてください。

プログラム策定

「ひとり親家庭支援センター」の支援員に自立支援プログラム策定をお申込みください。

貸付申請

「高知県社会福祉協議会」へ貸付申請書類をご提出ください。

貸付決定

審査のうえ貸付けの可否を決定し、通知します。

貸付金の交付

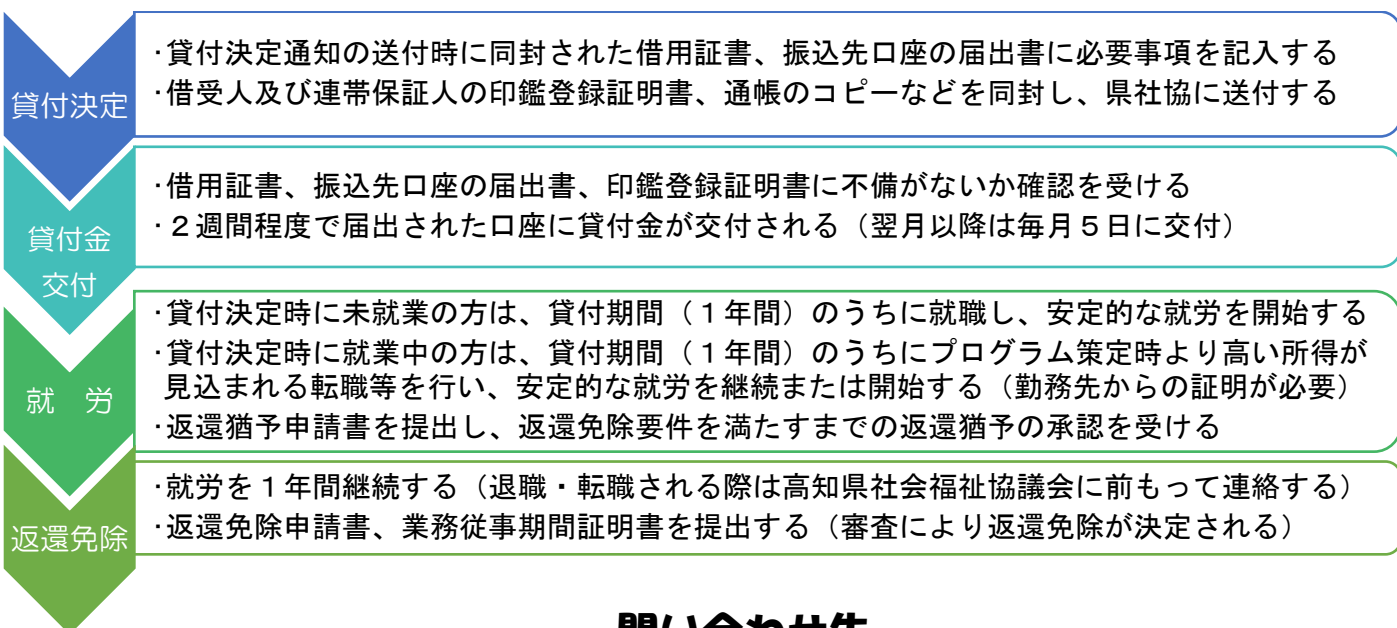
貸付決定者には、毎月5日（初回除く）に口座振込にて貸付金を交付します。

※住宅支援資金の貸付けについては、高知県社会福祉協議会にお問い合わせください。

申請書類

- ☐ 貸付申請書（第1－2号様式）
 - ☐ 身上調書（第2号様式）
 - ☐ 住民票（※世帯全員が記載されたもの）
 - ☐ 連帯保証人の所得証明書
 - ☐ 個人情報取扱業務概要説明書（申請者と連帯保証人）
 - ☐ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていることがわかる書類の写し
 - ☐ 児童扶養手当の支給を受けていることがわかる書類（※市町村からの通知文書）の写し
 - ☐ 1ヶ月の家賃額が確認できる書類（賃貸契約書など）の写し
 - ☐ その他必要な書類
- ＊貸付申請時において就業中の場合、現在の収入が分かる書類（給与明細）の写し
- ＊住居確保給付金を受給中の場合、受給額が分かる書類（住居確保給付金支給決定通知書）の写し

貸付決定から免除まで



問い合わせ先

母子・父子自立支援プログラム策定について

ひとり親家庭支援センター

電話	088-875-2500
住所	〒780-0935 高知市旭町3丁目115 こうち男女共同参画センター ソーレ2階
開所時間	月曜～金曜日 9:00-17:00 土曜日 9:00-12:00、13:00-17:00

※日曜日、祝日、年末年始は閉所
※休館日（毎月第2水曜日）

※相談や自立支援プログラムの策定については、
ひとり親家庭支援センターにお問い合わせください

貸付けに関すること

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 地域支援グループ 福祉資金課

電話	088-844-4600
住所	〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内
開所時間	8:30-17:15

※土日、祝日、年末年始は閉所
※休館日（毎月第2日曜日）

※貸付制度については高知県社会福祉協議会
会にお問い合わせください

ひとり親家庭支援センターでは、ひとり親家庭の母・父、寡婦、離婚を検討中の方に対し、仕事のこと、生活のこと、親権や養育費のことなど、さまざまな相談に応じています。

- ※相談例
- ◆就職に関すること（各種資格取得や技能習得に関すること）
 - ◆各種手当や助成金、子どもの学費のこと
 - ◆離婚後の親権や養育費のこと